

免税軽油制度の継続に関する意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にある。

この免税軽油制度により、道路を走らない機械に使う軽油の軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）が免税され、農業用の機械や船舶、倉庫で使うフォークリフト及び重機など、道路を使用しない機械の燃料となる軽油の免税が認められてきた。

しかし、この制度がなくなると、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家を初め、農業経営への影響は深刻になる。さらに、この制度は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であることから、その継続が強く望まれている。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月1日

秋田県秋田市議会

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 内閣総理大臣 | 菅 | 直 | 人 | 様 | |
| 総務大臣 | 片 | 山 | 善 | 博 | 様 |
| 農林水産大臣 | 鹿 | 野 | 道 | 彦 | 様 |
| 衆議院議長 | 横 | 路 | 孝 | 弘 | 様 |
| 参議院議長 | 西 | 岡 | 武 | 夫 | 様 |